

東京工大クロニクル

本学学寮問題の現状

学寮問題については、過去数年にわたって今日に至るまで、さまざまな交渉経過をたどってきたが、とくに学園紛争を契機として、従来から寮生が支払っていた寮経費負担分を一方的に滞納しはじめ、加えて寄宿料の不払い運動を起すなど、事態を複雑化させるに至った。

◆ 電気・ガス・水道代などの寮生負担分（いわゆる負担区分）について

学寮を運営するには多額の経費が必要であり、各種備品、消耗品、電気、ガス、水道、さらに暖房および風呂に要する燃料なども必要である。

また、寮で働く人の人件費、建物補修費なども必要となってくる。

昭和43年度の寮経費実績では、総額 1,370万円にのぼり、建物補修費を除いても、1,145万円のうち、国費負担分は 979万円（85.5%）で、寮生負担分は 165万円（14.4%）であった。

寮経費実績（昭和43年度分）

（単位：千円）

	光水	熱料	燃料	人件費	設備備品 消耗品等	建物補 修費	計
国費負担	2,827	217	5,664	1,088	2,258	12,054	
寮生負担	498	73	1,081	—	—	1,652	
計	3,325	290	6,745	1,088	2,258	13,706	

寮生負担分については、昭和42～43年度では、恩田寮において寮生1人あたり1ヶ月660円となっており、この660円のうち、賄婦人件費350円を除いた310円は、光熱水料として正規に大学へ納入する取り決めとなっていた。また、昭和44年度以降の負担額については、大学側と寮生代表との交渉により、自主的に決めることになっている。

しかしこの交渉は、大学側の度重なる呼びかけにもかかわらず、寮生代表が応じないため、寮生負担額は43年9月から現在にいたるまですべて未納である。

この経過は、本年になってからでも、教務部長名で、4月3日、4月25日、9月12日と、恩田寮委員長、同会計委員あてに交渉を呼びかけてきた。とくに9月12日付の呼びかけでは、大学側は交渉の日時を9月19日正午と指定し、何らかの連絡がない場合は、大学としては具体的措置をとらざるを得ないと注意をうながした。

これに対し、恩田寮委員長は交渉日時の延期を求めてきたので、教務部長は、21日正午に期限を定めた。

21日正午、恩田寮委員長、同副委員長（同会計委員代理）が教務部長室に出頭し、教務部長等と交渉を始めたが、寮生側には寮経費負担区分に関する話合いに入る態度が全く見うけられず、午後1時半、交渉は物別れに終り、現在に至っている。

◆ 寄宿料について

寄宿料は新寮（恩田）では月額300円、旧寮（如月、つばめ、高津）では月額100円である。この寄宿料を大学に納めなければならないことは、本学学則第49条などにも明記されていることである。それにもかゝらず、寄宿料不払闘争などと称して、一部納入が停止されている。

これに対し大学は、寮生に対し納入を督促し、さらに寮生の保証人あて、大学に直接納入するよう督促依頼を行ってきた。すなわち、次に挙げるような文書が発送された。

「恩田寮、向岳寮生の寄宿料納付に関する督促状」（保証人あて。44.10.11.）

「未納金の納入に対する感謝、ならびに今後の協力依頼状」（保証人あて。44.12.24.）

「寄宿料の納入に関する文書」（恩田寮生あて。45.3.6.）

「寄宿料の納入に関する文書」（各寮委員長、会計委員あて。45.3.19.）

「寄宿料の納入督促状」（恩田寮生あて。45.3.24.）

「寄宿料納入に関する通知依頼状」（保証人あて。45.3.24.）

「入寮希望者ならびに保証人各位へ」（新入生入寮希望者、保証人あて。45.3.27.）

「本学学寮問題の推移とその背景」(新入生入寮希望者保証人あて。45.3.27.)

以上のような納入督促その他の努力の結果、保証人からの直接納入が増加し、寄宿料納入状況はすこしずつ好転のきざしをみせ、45.1.29.現在の納入額が予定額の26.7%であったのが、4.14現在では55.4%まで伸びてきた。

しかし、本年9月現在に至っても、寄宿料の滞納は、寮生現員約240名のうち過半数にのぼり、さらに寄宿料12ヶ月分以上18ヶ月分にもものぼる滞納者は、29名を数えている。

このような長期にわたる寄宿料滞納は、他大学の学寮においてもその例を見ない状況である。

昭和45年9月25日 東京工業大学広報室発行
東京都目黒区大岡山2-12-1 TEL (726) 1111
